

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月2日提出
【計算期間】	第19期(自 2020年1月7日至 2021年1月6日)
【ファンド名】	日本インデックス２２５ＤＣファンド
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、日本インデックスオープン２２５・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とし、日経平均株価（２２５種）に連動した投資成果を目標として運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金５,０００億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型	内 外	その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
--------	------	--------	------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	日経225
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	TOPIX
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		その他 ()

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資

収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属性区分表の定義」で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせて

いる資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

日経平均株価（225種）をベンチマークとします。

日経平均株価（225種）とは…

日経平均株価（225種）は、株式会社日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

- 日経平均株価（225種）採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
- 設定・解約による資金流出入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外の資産（日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎年1月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利息等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、利息等収益等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2002年1月7日 信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

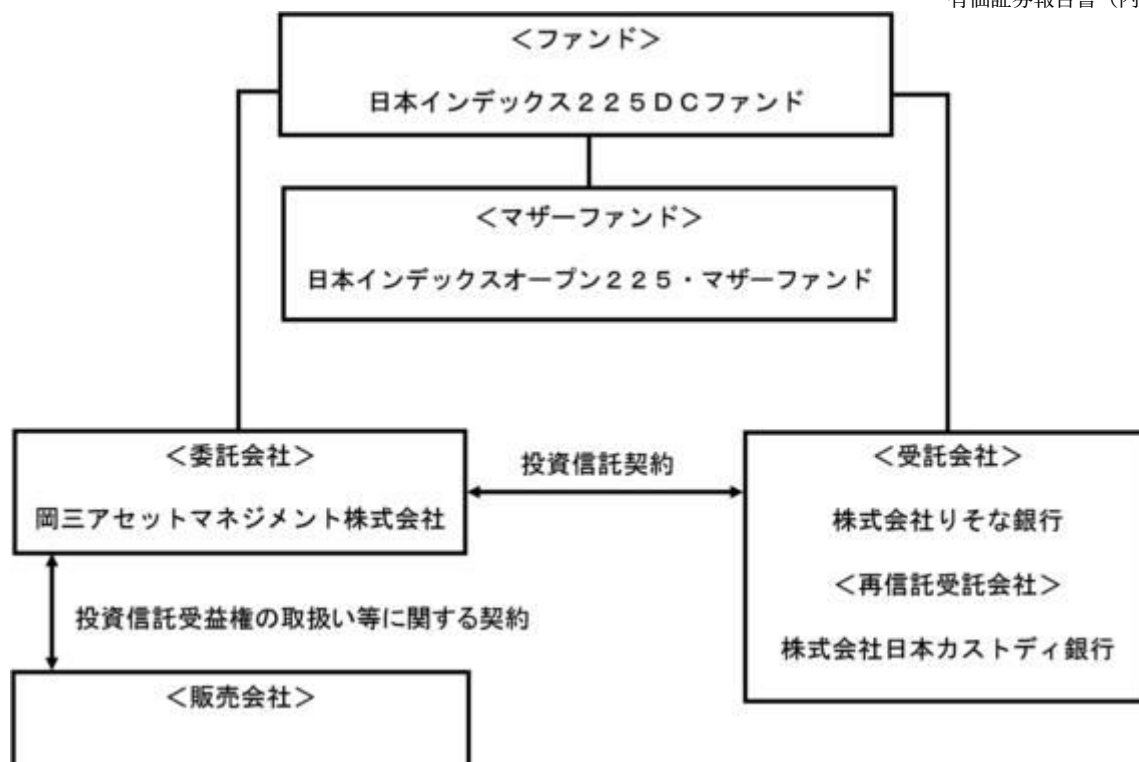
（３）【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2021年1月末日現在）

◆ 資本金
10億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月 6日
1987年 6月27日
1990年 6月30日
2008年 4月 1日

「日本投信委託株式会社」設立
第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
-----	-----	-----	------

岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ. 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

（2）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、

株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記イ.の証券の性質を有するもの

ハ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ｂ 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

（参考）ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。
投資態度	① 日経平均株価採用銘柄（２２５種）のうち２００銘柄以上に、原則として等株数投資を行い日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは行わないことがあります。 ② 設定・解約による資金流入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。 ③ 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の５０％以下とします。
主要な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

決算	毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

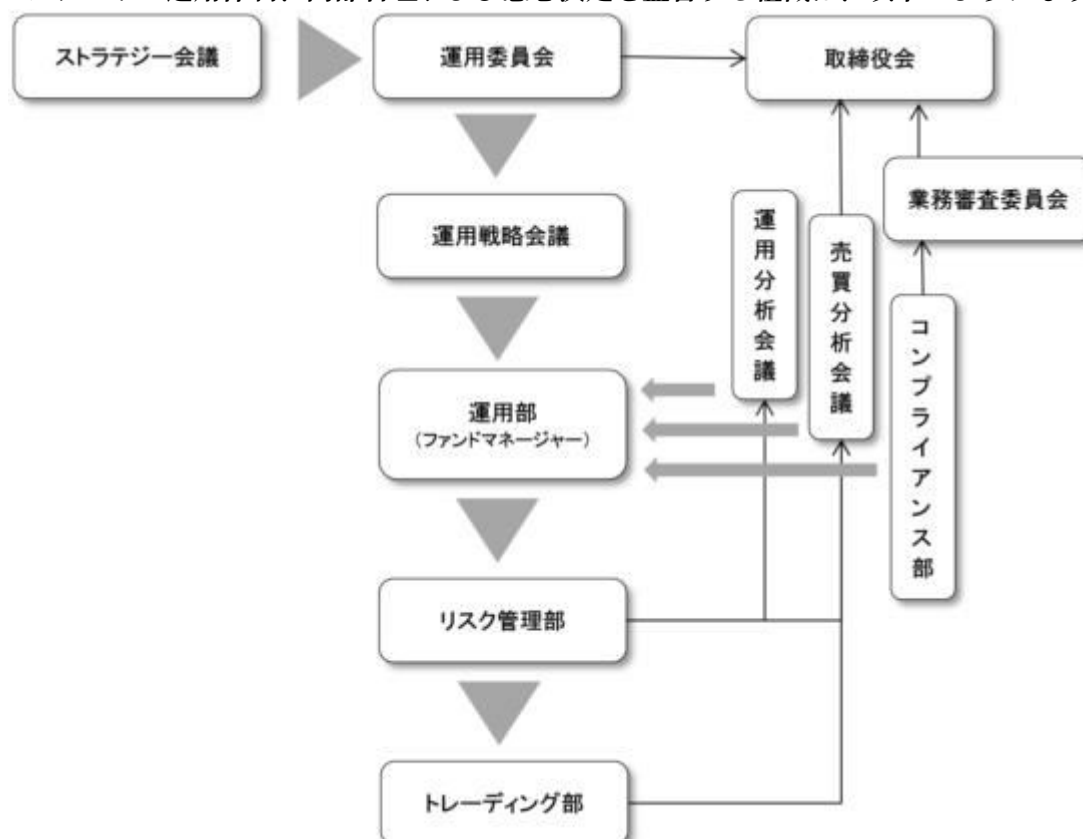
■ 日経平均株価の著作権等について

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
-----------	----

運用委員会 （月1回開催）	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （6名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、2021年1月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

毎年1月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、利子等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日の基準価額で再投資いたします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。**(5) 【投資制限】****<約款に基づく投資制限>**

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

<関係法令に基づく投資制限>

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。
- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 日経平均株価（225種）変動リスク

日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用しますので、日経平均株価（225種）の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

せん。

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。日経平均株価（225種）との連動を保証するものではありません。

以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均株価（225種）に乖離が生じることがあります。

- (a) 株式や株価指数先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
- (b) 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと
- (c) 日経平均株価（225種）採用銘柄の銘柄入替え
- (d) 株価指数先物取引等を活用すること
- (e) 組入株式の配当金（日経平均株価（225種）は、配当金を含まない指数です。）

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

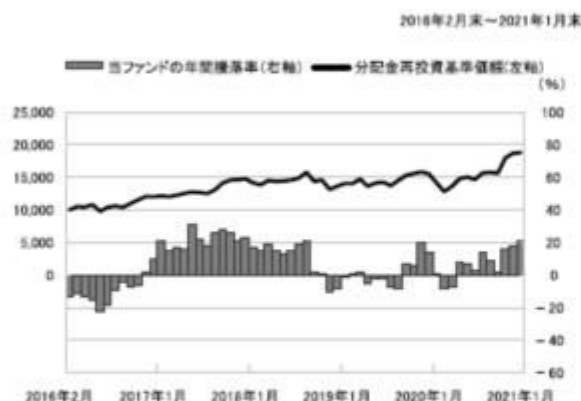
- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

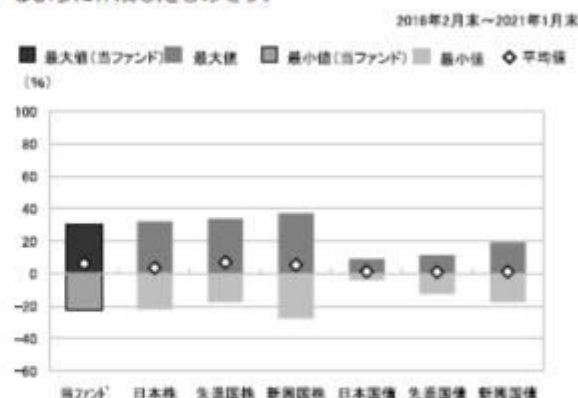
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2016年2月末を10,000として指数化しております。
 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
 * 年間騰落率は、2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	30.5	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 22.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	6.3	3.7	7.1	5.3	1.4	1.0	1.1

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の訴訟について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.253%（税抜0.23%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.110%（税抜0.10%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.110%（税抜0.10%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物取引の売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記の内容は2021年1月末日現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には税率等が変更されることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2021年 1月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

日本インデックス２２５DCファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,646,663,801	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	304,531	0.01
合計（純資産総額）		2,646,968,332	100.00

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	8,406,591,850	96.13
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	338,225,596	3.87
合計（純資産総額）		8,744,817,446	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本インデックス２２５DCファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
----	------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	日本	親投資信託 受益証券	日本インデックスオープン 2 2 5・マザーファンド	765,130,757	3.3882	2,592,432,366	3.4591	2,646,663,801	99.99
---	----	---------------	-------------------------------	-------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（参考）日本インデックスオープン 2 2 5・マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	11,000	66,070.00	726,770,000	89,820.00	988,020,000	11.30
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	66,000	5,881.00	388,146,000	8,108.00	535,128,000	6.12
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	11,000	26,400.00	290,400,000	39,810.00	437,910,000	5.01
4	日本	株式	ファナック	電気機器	11,000	20,640.00	227,040,000	27,365.00	301,015,000	3.44
5	日本	株式	ダイキン工業	機械	11,000	19,900.00	218,900,000	22,105.00	243,155,000	2.78
6	日本	株式	エムスリー	サービス業	26,400	6,340.00	167,376,000	8,811.00	232,610,400	2.66
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	66,000	2,910.00	192,060,000	3,079.00	203,214,000	2.32
8	日本	株式	信越化学工業	化学	11,000	13,490.00	148,390,000	18,175.00	199,925,000	2.29
9	日本	株式	TDK	電気機器	11,000	11,350.00	124,850,000	16,880.00	185,680,000	2.12
10	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	22,000	5,020.00	110,440,000	8,290.00	182,380,000	2.09
11	日本	株式	中外製薬	医薬品	33,000	4,708.00	155,364,000	5,472.00	180,576,000	2.06
12	日本	株式	テルモ	精密機器	44,000	4,295.00	188,980,000	4,065.00	178,860,000	2.05
13	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	33,000	3,971.00	131,043,000	4,542.00	149,886,000	1.71
14	日本	株式	京セラ	電気機器	22,000	6,115.00	134,530,000	6,699.00	147,378,000	1.69
15	日本	株式	第一三共	医薬品	33,000	3,098.00	102,234,000	3,365.00	111,045,000	1.27
16	日本	株式	ソニー	電気機器	11,000	8,198.00	90,178,000	10,050.00	110,550,000	1.26
17	日本	株式	セコム	サービス業	11,000	9,835.00	108,185,000	9,477.00	104,247,000	1.19
18	日本	株式	日東電工	化学	11,000	6,490.00	71,390,000	9,470.00	104,170,000	1.19
19	日本	株式	オムロン	電気機器	11,000	7,920.00	87,120,000	9,240.00	101,640,000	1.16
20	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	11,000	6,609.00	72,699,000	8,941.00	98,351,000	1.12
21	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	55,000	1,618.50	89,017,500	1,692.50	93,087,500	1.06
22	日本	株式	エーザイ	医薬品	11,000	9,405.00	103,455,000	7,643.00	84,073,000	0.96
23	日本	株式	花王	化学	11,000	7,860.00	86,460,000	7,597.00	83,567,000	0.96
24	日本	株式	オリンパス	精密機器	44,000	2,051.50	90,266,000	1,889.50	83,138,000	0.95
25	日本	株式	エス・ティ・ティ・データ	情報・通信業	55,000	1,216.00	66,880,000	1,502.00	82,610,000	0.94
26	日本	株式	キッコーマン	食料品	11,000	5,740.00	63,140,000	7,380.00	81,180,000	0.93
27	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	11,000	6,966.00	76,626,000	7,300.00	80,300,000	0.92
28	日本	株式	資生堂	化学	11,000	6,013.00	66,143,000	6,789.00	74,679,000	0.85
29	日本	株式	コナミホールディングス	情報・通信業	11,000	4,353.42	47,887,695	6,400.00	70,400,000	0.81

30	日本	株式	ネクソン	情報・通信業	22,000	2,960.48	65,130,563	3,185.00	70,070,000	0.80
----	----	----	------	--------	--------	----------	------------	----------	------------	------

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.03
		建設業	1.55
		食料品	3.39
		繊維製品	0.14
		パルプ・紙	0.09
		化学	7.59
		医薬品	7.71
		石油・石炭製品	0.17
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	1.02
		鉄鋼	0.05
		非鉄金属	0.75
		金属製品	0.17
		機械	4.67
		電気機器	21.70
		輸送用機器	3.76
		精密機器	3.13
		その他製品	2.06
		電気・ガス業	0.13
		陸運業	1.48
		海運業	0.08
		空運業	0.03
		倉庫・運輸関連業	0.18
		情報・通信業	12.10
		卸売業	1.72
		小売業	12.62
		銀行業	0.42
		証券、商品先物取引業	0.21
		保険業	0.62
		その他金融業	0.46
		不動産業	1.02
		サービス業	6.44
合計			96.13

②【投資不動産物件】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

該当事項はありません。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

該当事項はありません。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	12	日本円	334,260,560	330,840,000	3.78

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

		純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期計算期間末	(2012年 1月 6日)	871,785,867	871,785,867	0.8212	0.8212
第11期計算期間末	(2013年 1月 7日)	1,140,612,735	1,140,612,735	1.0521	1.0521
第12期計算期間末	(2014年 1月 6日)	1,653,572,757	1,653,572,757	1.5946	1.5946
第13期計算期間末	(2015年 1月 6日)	1,691,723,369	1,691,723,369	1.7059	1.7059
第14期計算期間末	(2016年 1月 6日)	1,852,151,261	1,852,151,261	1.8555	1.8555
第15期計算期間末	(2017年 1月 6日)	1,932,815,423	1,932,815,423	2.0119	2.0119
第16期計算期間末	(2018年 1月 9日)	2,242,149,434	2,242,149,434	2.5019	2.5019
第17期計算期間末	(2019年 1月 7日)	2,087,682,096	2,087,682,096	2.1508	2.1508
第18期計算期間末	(2020年 1月 6日)	2,183,955,291	2,183,955,291	2.5377	2.5377
第19期計算期間末	(2021年 1月 6日)	2,578,984,554	2,578,984,554	3.0113	3.0113
2020年 1月末日		2,207,203,786	—	2.5374	—
2月末日		2,001,472,151	—	2.3137	—
3月末日		1,862,119,615	—	2.0916	—
4月末日		1,973,029,131	—	2.2310	—

5月末日	2,162,898,581	—	2.4163	—
6月末日	2,163,569,671	—	2.4649	—
7月末日	2,077,126,997	—	2.4007	—
8月末日	2,196,568,782	—	2.5584	—
9月末日	2,275,976,916	—	2.5787	—
10月末日	2,235,913,808	—	2.5547	—
11月末日	2,528,181,662	—	2.9401	—
12月末日	2,604,932,405	—	3.0553	—
2021年 1月末日	2,646,968,332	—	3.0775	—

②【分配の推移】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

	期間	分配金 (1口当たり)
第10期計算期間	2011年 1月 7日～2012年 1月 6日	0.0000円
第11期計算期間	2012年 1月 7日～2013年 1月 7日	0.0000円
第12期計算期間	2013年 1月 8日～2014年 1月 6日	0.0000円
第13期計算期間	2014年 1月 7日～2015年 1月 6日	0.0000円
第14期計算期間	2015年 1月 7日～2016年 1月 6日	0.0000円
第15期計算期間	2016年 1月 7日～2017年 1月 6日	0.0000円
第16期計算期間	2017年 1月 7日～2018年 1月 9日	0.0000円
第17期計算期間	2018年 1月10日～2019年 1月 7日	0.0000円
第18期計算期間	2019年 1月 8日～2020年 1月 6日	0.0000円
第19期計算期間	2020年 1月 7日～2021年 1月 6日	0.0000円

③【収益率の推移】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

	期間	収益率 (%)
第10期計算期間	2011年 1月 7日～2012年 1月 6日	△19.2
第11期計算期間	2012年 1月 7日～2013年 1月 7日	28.1
第12期計算期間	2013年 1月 8日～2014年 1月 6日	51.6
第13期計算期間	2014年 1月 7日～2015年 1月 6日	7.0
第14期計算期間	2015年 1月 7日～2016年 1月 6日	8.8
第15期計算期間	2016年 1月 7日～2017年 1月 6日	8.4
第16期計算期間	2017年 1月 7日～2018年 1月 9日	24.4
第17期計算期間	2018年 1月10日～2019年 1月 7日	△14.0
第18期計算期間	2019年 1月 8日～2020年 1月 6日	18.0

第19期計算期間	2020年 1月 7日～2021年 1月 6日	18.7
----------	-------------------------	------

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第10期計算期間	342,861,768	212,121,746
第11期計算期間	394,812,846	372,345,631
第12期計算期間	681,010,021	728,126,322
第13期計算期間	533,936,432	579,251,275
第14期計算期間	621,166,102	614,679,422
第15期計算期間	485,322,373	522,801,719
第16期計算期間	381,666,620	446,198,764
第17期計算期間	372,581,360	298,080,795
第18期計算期間	212,818,284	322,888,930
第19期計算期間	391,753,340	395,910,589

《参考情報》

運用実績

2021年1月29日現在

●基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2021年 1月	0円
2020年 1月	0円
2019年 1月	0円
2018年 1月	0円
2017年 1月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	96.12%
その他資産	3.88%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分(日本インデックスオープン225・マザーファンド)

業種	純資産比率
電気機器	21.70%
小売業	12.62%
情報・通信業	12.10%
医薬品	7.71%
化学	7.59%

※組入上位5業種です。

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日本インデックスオープン225・マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
ファーストリテイリング	小売業	11.30%
ソフトバンクグループ	情報・通信業	6.12%
東京エレクトロン	電気機器	5.01%
ファナック	電気機器	3.44%
ダイキン工業	機械	2.78%
エムスリー	サービス業	2.66%
KDDI	情報・通信業	2.32%
信越化学工業	化学	2.29%
TDK	電気機器	2.12%
アドバンテスト	電気機器	2.09%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移



※2021年は1月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。取得申込を行う者は、同法第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込を企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込を企図する同法第2条第5項に定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に限るものとします。
- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 販売会社との間でファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・ 申込単位は、1円以上1円単位です。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
なお、取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込手数料はありません。
- ・ 取得申込者は、申込金額を販売会社の指定する期日までに販売会社が定める所定の方法により、販売会社に支払うものとします。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上

1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価（225種）採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2002年1月7日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の信託約款の変更dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。）終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。
販売会社は、受益者に対し、収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

◆ 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2020年 1月 7日から2021年 1月 6日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本インデックス２２５ＤＣファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 (2020年 1月 6日現在)	第19期 (2021年 1月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	74,967	2,129,335
コール・ローン	4,408,272	7,212,076
親投資信託受益証券	2,183,687,335	2,578,691,861
未収入金	4,510,400	3,425,200
流動資産合計	2,192,680,974	2,591,458,472
資産合計	2,192,680,974	2,591,458,472
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,954,744	9,464,779
未払受託者報酬	353,744	384,157
未払委託者報酬	2,358,241	2,560,954
未払利息	8	4
その他未払費用	58,946	64,024
流動負債合計	8,725,683	12,473,918
負債合計	8,725,683	12,473,918
純資産の部		
元本等		
元本	*1 860,593,713	*1 856,436,464
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,323,361,578	1,722,548,090
（分配準備積立金）	394,895,812	669,657,828
元本等合計	2,183,955,291	2,578,984,554
純資産合計	*2 2,183,955,291	*2 2,578,984,554
負債純資産合計	2,192,680,974	2,591,458,472

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
営業収益		
受取利息	14	59
有価証券売買等損益	363,822,100	424,756,106
営業収益合計	363,822,114	424,756,165
営業費用		
支払利息	2,056	1,615
受託者報酬	698,578	719,722
委託者報酬	4,657,060	4,797,955
その他費用	116,574	120,406
営業費用合計	5,474,268	5,639,698
営業利益又は営業損失（△）	358,347,846	419,116,467
経常利益又は経常損失（△）	358,347,846	419,116,467
当期純利益又は当期純損失（△）	358,347,846	419,116,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	64,199,134	△63,614
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,117,017,737	1,323,361,578
剰余金増加額又は欠損金減少額	289,010,956	574,215,979
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	289,010,956	574,215,979
剰余金減少額又は欠損金増加額	376,815,827	594,209,548
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	376,815,827	594,209,548
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,323,361,578	1,722,548,090

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第19期
		自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期 (2020年 1月 6日現在)		第19期 (2021年 1月 6日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	860,593,713口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	856,436,464口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	2.5377円	1口当たりの純資産額	3.0113円
(10,000口当たりの純資産額	25,377円)	(10,000口当たりの純資産額	30,113円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日		第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A	0円	費用控除後の配当等収A	0円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	86,973,770円	費用控除後・繰越欠損B	419,180,196円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	1,287,086,348円	収益調整金額 C	1,423,378,242円
分配準備積立金額 D	307,922,042円	分配準備積立金額 D	250,477,632円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1,681,982,160円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,093,036,070円
収益額		収益額	

第18期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日		第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日	
当ファンドの期末残存F 口数	860,593,713口	当ファンドの期末残存F 口数	856,436,464口
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	19,544円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	24,438円
10,000口当たり分配金H 額	0円	10,000口当たり分配金H 額	0円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第18期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	第18期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第18期 (2020年 1月 6日現在)	第19期 (2021年 1月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第19期 自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第18期 (2020年 1月 6日現在)	第19期 (2021年 1月 6日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 970,664,359円	期首元本額 860,593,713円
期中追加設定元本額 212,818,284円	期中追加設定元本額 391,753,340円
期中一部解約元本額 322,888,930円	期中一部解約元本額 395,910,589円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第18期(自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	323,733,854
合計	323,733,854

第19期(自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	424,282,859
合計	424,282,859

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	762,002,264	2,578,691,861	
	計	銘柄数：１	762,002,264	2,578,691,861	
		組入時価比率：100.0%			100.0%
合計				2,578,691,861	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2020年 1月 6日現在	2021年 1月 6日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			4,263,606	90,360,686
コール・ローン			250,712,371	306,052,347
株式			6,441,670,100	8,136,392,350
派生商品評価勘定			-	1,944,720
未収入金			-	774,720
未収配当金			11,086,700	9,846,500
前払金			5,390,000	-

科 目	期 別	注記番 号	2020年 1月 6日現在	2021年 1月 6日現在
			金額	金額
差入委託証拠金			1,060,000	13,270,000
流動資産合計			6,714,182,777	8,558,641,323
資産合計			6,714,182,777	8,558,641,323
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			5,398,800	874,400
前受金			-	1,080,000
未払金			25,048,086	89,069,512
未払解約金			4,510,400	22,868,740
未払利息			468	170
その他未払費用			1,912	1,914
流動負債合計			34,959,666	113,894,736
負債合計			34,959,666	113,894,736
純資産の部				
元本等				
元本		*1	2,348,123,485	2,495,390,894
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			4,331,099,626	5,949,355,693
元本等合計			6,679,223,111	8,444,746,587
純資産合計		*2	6,679,223,111	8,444,746,587
負債純資産合計			6,714,182,777	8,558,641,323

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益	約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 1月 6日現在	2021年 1月 6日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,348,123,485口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,495,390,894口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.8445円 (10,000口当たりの純資産額 28,445円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 3.3841円 (10,000口当たりの純資産額 33,841円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。	同左

期 別 項 目	自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	自 2020年 1月 7日 至 2021年 1月 6日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2020年 1月 6日現在	2021年 1月 6日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

期 別	2020年 1月 6日現在	2021年 1月 6日現在
項 目		

（その他の注記）

1. 元本の移動

2020年 1月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年 1月 8日
期首元本額	2,674,060,472円
期首より2020年 1月 6日までの追加設定元本額	593,797,727円
期首より2020年 1月 6日までの一部解約元本額	919,734,714円
期末元本額	2,348,123,485円
2020年 1月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	1,346,651,360円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	767,687,585円
日経２２５インデックス・オープン	188,865,419円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	44,919,121円

2021年 1月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 1月 7日
期首元本額	2,348,123,485円
期首より2021年 1月 6日までの追加設定元本額	1,044,309,518円
期首より2021年 1月 6日までの一部解約元本額	897,042,109円
期末元本額	2,495,390,894円
2021年 1月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	1,520,706,547円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	762,002,264円
日経２２５インデックス・オープン	145,677,792円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	67,004,291円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2020年 1月 6日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	548,745,592
合計	548,745,592

2021年 1月 6日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,194,944,251
合計	1,194,944,251

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2020年 1月 6日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指数先物	236,390,000	—	231,000,000	△5,398,800
合計		236,390,000	—	231,000,000	△5,398,800

2021年 1月 6日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指数先物	296,030,000	—	297,110,000	1,070,320
合計		296,030,000	—	297,110,000	1,070,320

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	10,000	427.00	4,270,000	
		マルハニチロ	1,000	2,222.00	2,222,000	
		国際石油開発帝石	4,000	585.00	2,340,000	
		コムシスホールディングス	11,000	3,140.00	34,540,000	
		大成建設	2,000	3,515.00	7,030,000	
		大林組	10,000	897.00	8,970,000	
		清水建設	10,000	744.00	7,440,000	
		長谷工コーポレーション	2,000	1,186.00	2,372,000	
		鹿島建設	5,000	1,371.00	6,855,000	
		大和ハウス工業	11,000	3,037.00	33,407,000	
		積水ハウス	10,000	2,067.50	20,675,000	
		日揮ホールディングス	10,000	1,014.00	10,140,000	
		日清製粉グループ本社	10,000	1,638.00	16,380,000	
		明治ホールディングス	2,000	7,190.00	14,380,000	
		日本ハム	5,000	4,500.00	22,500,000	
		サッポロホールディングス	2,000	1,938.00	3,876,000	
		アサヒグループホールディングス	11,000	4,152.00	45,672,000	
		キリンホールディングス	10,000	2,300.00	23,000,000	
		宝ホールディングス	10,000	1,223.00	12,230,000	
		キッコーマン	11,000	7,000.00	77,000,000	
		味の素	10,000	2,313.00	23,130,000	
		ニチレイ	5,000	2,873.00	14,365,000	
		日本たばこ産業	10,000	2,041.50	20,415,000	
		東洋紡	1,000	1,350.00	1,350,000	
		ユニチカ	1,000	377.00	377,000	
		帝人	2,000	1,924.00	3,848,000	
		東レ	10,000	612.10	6,121,000	
		王子ホールディングス	10,000	604.00	6,040,000	
		日本製紙	1,000	1,204.00	1,204,000	
		クラレ	10,000	1,049.00	10,490,000	
		旭化成	10,000	1,061.50	10,615,000	
		昭和電工	1,000	2,183.00	2,183,000	
		住友化学	10,000	414.00	4,140,000	
		日産化学	11,000	6,010.00	66,110,000	
		東ソー	5,000	1,575.00	7,875,000	

トクヤマ	2,000	2,312.00	4,624,000	
デンカ	2,000	4,055.00	8,110,000	
信越化学工業	11,000	17,745.00	195,195,000	
三井化学	2,000	2,894.00	5,788,000	
三菱ケミカルホールディングス	5,000	622.70	3,113,500	
宇部興産	1,000	1,852.00	1,852,000	
花王	11,000	7,696.00	84,656,000	
D I C	1,000	2,504.00	2,504,000	
富士フイルムホールディングス	11,000	5,690.00	62,590,000	
資生堂	11,000	6,835.00	75,185,000	
日東電工	11,000	8,980.00	98,780,000	
協和キリン	11,000	2,720.00	29,920,000	
武田薬品工業	11,000	3,648.00	40,128,000	
アステラス製薬	55,000	1,592.50	87,587,500	
大日本住友製薬	10,000	1,536.00	15,360,000	
塩野義製薬	11,000	5,594.00	61,534,000	
中外製薬	33,000	5,256.00	173,448,000	
エーザイ	11,000	7,255.00	79,805,000	
第一三共	33,000	3,479.00	114,807,000	
大塚ホールディングス	11,000	4,329.00	47,619,000	
出光興産	4,000	2,286.00	9,144,000	
E N E O Sホールディングス	10,000	384.20	3,842,000	
横浜ゴム	5,000	1,559.00	7,795,000	
ブリヂストン	11,000	3,363.00	36,993,000	
A G C	2,000	3,555.00	7,110,000	
日本板硝子	1,000	472.00	472,000	
日本電気硝子	3,000	2,196.00	6,588,000	
住友大阪セメント	1,000	3,055.00	3,055,000	
太平洋セメント	1,000	2,696.00	2,696,000	
東海カーボン	10,000	1,253.00	12,530,000	
T O T O	5,500	5,990.00	32,945,000	
日本碍子	10,000	1,639.00	16,390,000	
日本製鉄	1,000	1,349.00	1,349,000	
神戸製鋼所	1,000	563.00	563,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,000	1,014.00	1,014,000	
大太平洋金属	1,000	2,340.00	2,340,000	
日本軽金属ホールディングス	1,000	1,926.00	1,926,000	
三井金属鉱業	1,000	3,850.00	3,850,000	
東邦亜鉛	1,000	2,497.00	2,497,000	
三菱マテリアル	1,000	2,231.00	2,231,000	
住友金属鉱山	5,000	4,739.00	23,695,000	
D O W Aホールディングス	2,000	3,800.00	7,600,000	

古河電気工業	1,000	2,831.00	2,831,000	
住友電気工業	10,000	1,348.00	13,480,000	
フジクラ	10,000	473.00	4,730,000	
SUMCO	1,000	2,290.00	2,290,000	
東洋製罐グループホールディングス	10,000	1,057.00	10,570,000	
日本製鋼所	2,000	3,090.00	6,180,000	
オークマ	2,000	5,770.00	11,540,000	
アマダ	10,000	1,103.00	11,030,000	
小松製作所	11,000	2,875.50	31,630,500	
住友重機械工業	2,000	2,613.00	5,226,000	
日立建機	11,000	2,918.00	32,098,000	
クボタ	10,000	2,172.50	21,725,000	
荏原製作所	2,000	3,365.00	6,730,000	
ダイキン工業	11,000	22,335.00	245,685,000	
日本精工	10,000	886.00	8,860,000	
NTN	10,000	256.00	2,560,000	
ジェイテクト	10,000	846.00	8,460,000	
日立造船	2,000	585.00	1,170,000	
三菱重工業	1,000	3,153.00	3,153,000	
I H I	1,000	2,023.00	2,023,000	
日清紡ホールディングス	10,000	748.00	7,480,000	
コニカミノルタ	10,000	391.00	3,910,000	
ミネベアミツミ	10,000	2,083.00	20,830,000	
日立製作所	2,000	4,084.00	8,168,000	
三菱電機	10,000	1,566.50	15,665,000	
富士電機	2,000	3,815.00	7,630,000	
安川電機	11,000	5,280.00	58,080,000	
オムロン	11,000	8,970.00	98,670,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,000	3,040.00	6,080,000	
日本電気	1,000	5,550.00	5,550,000	
富士通	1,000	14,955.00	14,955,000	
沖電気工業	1,000	923.00	923,000	
セイコーエプソン	22,000	1,500.00	33,000,000	
パナソニック	10,000	1,242.00	12,420,000	
シャープ	10,000	1,637.00	16,370,000	
ソニー	11,000	10,330.00	113,630,000	
TDK	11,000	15,550.00	171,050,000	
アルプスアルパイン	10,000	1,351.00	13,510,000	
横河電機	10,000	2,106.00	21,060,000	
アドバンテスト	22,000	7,910.00	174,020,000	
カシオ計算機	10,000	1,824.00	18,240,000	
ファナック	11,000	25,550.00	281,050,000	

京セラ	22,000	6,320.00	139,040,000	
太陽誘電	11,000	4,925.00	54,175,000	
S C R E E Nホールディングス	2,000	7,800.00	15,600,000	
キヤノン	16,500	1,962.50	32,381,250	
リコー	10,000	685.00	6,850,000	
東京エレクトロン	11,000	38,270.00	420,970,000	
デンソー	11,000	6,050.00	66,550,000	
三井E&Sホールディングス	1,000	375.00	375,000	
川崎重工業	1,000	2,351.00	2,351,000	
日産自動車	10,000	554.30	5,543,000	
いすゞ自動車	5,000	970.00	4,850,000	
トヨタ自動車	11,000	7,818.00	85,998,000	
日野自動車	10,000	891.00	8,910,000	
三菱自動車工業	1,000	223.00	223,000	
マツダ	2,000	690.00	1,380,000	
本田技研工業	22,000	2,875.00	63,250,000	
スズキ	11,000	4,867.00	53,537,000	
S U B A R U	10,000	2,073.00	20,730,000	
ヤマハ発動機	10,000	2,118.00	21,180,000	
テルモ	44,000	4,187.00	184,228,000	
ニコン	10,000	709.00	7,090,000	
オリンパス	44,000	2,119.00	93,236,000	
シチズン時計	10,000	295.00	2,950,000	
バンダイナムコホールディングス	11,000	8,630.00	94,930,000	
凸版印刷	5,000	1,452.00	7,260,000	
大日本印刷	5,000	1,838.00	9,190,000	
ヤマハ	11,000	5,910.00	65,010,000	
東京電力ホールディングス	1,000	295.00	295,000	
中部電力	1,000	1,274.00	1,274,000	
関西電力	1,000	994.90	994,900	
東京瓦斯	2,000	2,365.00	4,730,000	
大阪瓦斯	2,000	2,083.00	4,166,000	
東武鉄道	2,000	2,960.00	5,920,000	
東急	5,000	1,217.00	6,085,000	
小田急電鉄	5,000	3,050.00	15,250,000	
京王電鉄	2,000	7,690.00	15,380,000	
京成電鉄	5,000	3,270.00	16,350,000	
東日本旅客鉄道	1,000	6,542.00	6,542,000	
西日本旅客鉄道	1,000	5,260.00	5,260,000	
東海旅客鉄道	1,000	14,160.00	14,160,000	
日本通運	1,000	6,860.00	6,860,000	
ヤマトホールディングス	11,000	2,637.00	29,007,000	

日本郵船	1,000	2,522.00	2,522,000	
商船三井	1,000	3,245.00	3,245,000	
川崎汽船	1,000	2,266.00	2,266,000	
A N Aホールディングス	1,000	2,199.00	2,199,000	
三菱倉庫	5,000	3,090.00	15,450,000	
ネクソン	22,000	3,185.00	70,070,000	
Zホールディングス	4,000	690.00	2,760,000	
トレンドマイクロ	11,000	5,770.00	63,470,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	1,000	488.00	488,000	
日本電信電話	4,000	2,743.00	10,972,000	
K D D I	66,000	3,152.00	208,032,000	
ソフトバンク	10,000	1,333.00	13,330,000	
東宝	1,000	4,355.00	4,355,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	55,000	1,405.00	77,275,000	
コナミホールディングス	11,000	5,820.00	64,020,000	
ソフトバンクグループ	66,000	8,120.00	535,920,000	
双日	1,000	234.00	234,000	
伊藤忠商事	11,000	2,953.50	32,488,500	
丸紅	10,000	697.80	6,978,000	
豊田通商	11,000	4,050.00	44,550,000	
三井物産	10,000	1,904.00	19,040,000	
住友商事	10,000	1,349.00	13,490,000	
三菱商事	10,000	2,540.00	25,400,000	
J. フロント リテイリング	5,000	791.00	3,955,000	
三越伊勢丹ホールディングス	10,000	596.00	5,960,000	
セブン&アイ・ホールディングス	11,000	3,716.00	40,876,000	
高島屋	5,000	867.00	4,335,000	
丸井グループ	10,000	1,762.00	17,620,000	
イオン	11,000	3,275.00	36,025,000	
ファーストリテイリング	11,000	86,960.00	956,560,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	10,000	358.00	3,580,000	
新生銀行	1,000	1,292.00	1,292,000	
あおぞら銀行	1,000	1,912.00	1,912,000	
三菱U F Jフィナンシャル・グループ	10,000	463.90	4,639,000	
りそなホールディングス	1,000	362.80	362,800	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,000	3,205.00	3,205,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,000	3,295.00	3,295,000	
千葉銀行	10,000	557.00	5,570,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,000	1,816.00	3,632,000	
静岡銀行	10,000	746.00	7,460,000	

計	みずほフィナンシャルグループ	1,000	1,353.00	1,353,000	
	大和証券グループ本社	10,000	477.30	4,773,000	
	野村ホールディングス	10,000	571.70	5,717,000	
	松井証券	10,000	804.00	8,040,000	
	SOMPOホールディングス	2,500	4,163.00	10,407,500	
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	3,000	3,157.00	9,471,000	
	第一生命ホールディングス	1,000	1,609.50	1,609,500	
	東京海上ホールディングス	5,500	5,316.00	29,238,000	
	T&Dホールディングス	2,000	1,265.00	2,530,000	
	クレディセゾン	10,000	1,169.00	11,690,000	
	日本取引所グループ	11,000	2,532.00	27,852,000	
	東急不動産ホールディングス	10,000	547.00	5,470,000	
	三井不動産	10,000	2,108.00	21,080,000	
	三菱地所	10,000	1,651.50	16,515,000	
	東京建物	5,000	1,417.00	7,085,000	
	住友不動産	11,000	3,190.00	35,090,000	
	エムスリー	26,400	9,851.00	260,066,400	
	ディー・エヌ・エー	3,000	1,817.00	5,451,000	
	電通グループ	11,000	3,005.00	33,055,000	
	サイバーエージェント	2,000	7,140.00	14,280,000	
	楽天	10,000	983.00	9,830,000	
	リクルートホールディングス	33,000	4,217.00	139,161,000	
	日本郵政	10,000	807.00	8,070,000	
	セコム	11,000	9,328.00	102,608,000	
	銘柄数：225			8,136,392,350	
	組入時価比率：96.3%			100.0%	
合 計				8,136,392,350	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

（2021年 1月29日現在）

I 資産総額	2,654,467,673円
II 負債総額	7,499,341円
III 純資産総額（I－II）	2,646,968,332円
IV 発行済数量	860,096,213口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	3.0775円

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

（2021年 1月29日現在）

I 資産総額	8,840,956,356円
II 負債総額	96,138,910円
III 純資産総額（I－II）	8,744,817,446円
IV 発行済数量	2,528,032,502口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	3.4591円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権

が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし
ます。

- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2021年1月末日現在)

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2021年1月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	154	10,163
追加型公社債投資信託	3	2,845
単位型株式投資信託	51	843
単位型公社債投資信託	8	183
合計	216	14,035

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,708,895	11,807,346
有価証券	90,390	464,800
未収委託者報酬	1,080,542	939,305
未収運用受託報酬	14,356	14,133
未収投資助言報酬	11,660	11,959
前払費用	66,647	64,503
未収入金	5,399	22,805
未収収益	19,886	13,659
その他の流動資産	4,904	50,481

流動資産合計		17,002,683	13,388,994
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	228,682	216,836
器具備品	※1	37,985	59,198
有形固定資産合計		266,667	276,035
無形固定資産			
ソフトウェア		6,782	4,399
電話加入権		2,122	2,122
無形固定資産合計		8,904	6,521
投資その他の資産			
投資有価証券		1,647,347	1,109,287
親会社株式		348,548	290,033
長期差入保証金		232,079	231,146
前払年金費用		31,734	23,941
繰延税金資産		59,229	61,623
その他		25,580	24,980
貸倒引当金		△14,510	△14,510
投資その他の資産合計		2,330,010	1,726,502
固定資産合計		2,605,582	2,009,059
資産合計		19,608,265	15,398,053

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	15,536	6,352
前受投資助言報酬	631	627
未払金	625,305	544,430
未払収益分配金	5	3
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	512,821	431,312
その他未払金	107,476	108,112
未払費用	202,822	162,268
未払法人税等	105,393	116,262
未払消費税等	—	62,714
賞与引当金	11,400	8,800
流動負債合計	961,089	901,455
固定負債		
退職給付引当金	310,078	323,196
役員退職慰労引当金	17,880	22,830
資産除去債務	89,658	90,582
長期未払金	67,901	29,100
固定負債合計	485,518	465,709
負債合計	1,446,608	1,367,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000

資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	10,500,468	6,382,996
利益剰余金合計	16,398,960	12,281,488
株主資本合計	17,965,460	13,847,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	196,196	182,899
評価・換算差額等合計	196,196	182,899
純資産合計	18,161,657	14,030,887
負債・純資産合計	19,608,265	15,398,053

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,964,360	10,157,808
運用受託報酬	40,492	33,847
投資助言報酬	28,800	28,878
営業収益合計	11,033,653	10,220,534
営業費用		
支払手数料	5,343,010	4,745,695
広告宣伝費	183,752	162,932
公告費	—	118
受益権管理費	17,749	17,200
調査費	1,601,396	1,731,126
調査費	305,474	296,917
委託調査費	1,295,921	1,434,208
委託計算費	272,941	261,181
営業雑経費	340,974	352,370
通信費	57,308	57,912
印刷費	216,118	225,307
諸経費	56,348	58,103
協会費	8,137	7,869
諸会費	3,061	3,177
営業費用合計	7,759,824	7,270,626
一般管理費		
給料	1,490,747	1,333,803
役員報酬	120,600	109,200
給料・手当	1,364,335	1,223,313
賞与	5,811	1,290
交際費	21,170	14,908
寄付金	16,786	15,991

旅費交通費	39,050	32,341
租税公課	51,822	46,444
不動産賃借料	219,956	215,864
賞与引当金繰入	11,400	6,910
退職給付費用	78,631	66,223
役員退職慰労引当金繰入	6,500	4,950
固定資産減価償却費	31,740	34,494
諸経費	336,645	308,860
一般管理費合計	2,304,450	2,080,793
営業利益	969,377	869,115

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金 ※1	36,327	27,286
受取利息	1,329	1,295
約款時効収入	3	2
雑益	2,989	1,517
営業外収益合計	40,650	30,101
営業外費用		
固定資産除却損 ※2	253	0
為替差損	257	71
雑損	94	—
営業外費用合計	605	71
経常利益	1,009,422	899,144
特別利益		
有価証券償還益	—	27,529
投資有価証券売却益	646	1,542
投資有価証券償還益	71	195
親会社株式売却益	130,424	—
特別利益合計	131,141	29,268
特別損失		
有価証券償還損	—	28,197
投資有価証券売却損	13,131	5,890
投資有価証券償還損	1,560	380
ゴルフ会員権売却損	—	229
ゴルフ会員権評価損	1,125	—
特別損失合計	15,816	34,698
税引前当期純利益	1,124,747	893,714
法人税、住民税及び事業税	338,839	274,953
法人税等調整額	10,269	3,474
法人税等合計	349,108	278,427
当期純利益	775,639	615,286

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△276,335	△276,335	△276,335
当期変動額合計	－	－	－	－	－	734,389	734,389	734,389	△276,335	△276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	—	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657
当期変動額												
剰余金の配当						△37,125	△37,125		△37,125			△37,125
当期純利益						615,286	615,286		615,286			615,286
自己株式の取得								△4,695,634	△4,695,634			△4,695,634
自己株式の消却						△4,695,634	△4,695,634	4,695,634				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△13,297	△13,297	△13,297
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△4,117,472	△4,117,472	—	△4,117,472	△13,297	△13,297	△4,130,769
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	—	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2.時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	25,616千円	37,598千円
器具備品	97,870 "	108,705 "
計	123,486 "	146,303 "

(損益計算書関係)

※1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	12,720千円	8,480千円

※2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
器具備品	253千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	270,299	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	270,299	270,299	—

(変動事由の概要)

1. 自己株式の普通株式数の増加270,299株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。
2. 発行済株式の普通株式数及び自己株式の普通株式数の減少270,299株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	45	2019年3月31日	2019年6月21日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2020年3月31日	2020年6月24日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	396,091	169,753
合計	622,429	396,091

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	—
(2) 有価証券	90,390	90,390	—
(3) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	—
(4) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	—
(5) 親会社株式	348,548	348,548	—
(6) 長期差入保証金	232,079	232,995	△ 1,083
(7) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	—
(8) 未払法人税等	105,393	105,393	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,807,346	11,807,346	—
(2) 有価証券	464,800	464,800	—
(3) 未収委託者報酬	939,305	939,305	—
(4) 投資有価証券	555,426	555,426	—
(5) 親会社株式	290,033	290,033	—
(6) 長期差入保証金	231,146	230,085	△ 1,061
(7) 未払金（未払手数料）	431,312	431,312	—
(8) 未払法人税等	116,262	116,262	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（7）未払金（未払手数料）、（8）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（6）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895	—	—	—
未収委託者報酬	1,080,542	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	—
長期差入保証金	—	5,741	—	226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,807,346	—	—	—
未収委託者報酬	939,305	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	464,800	123,493	62,592	—
長期差入保証金	—	4,808	—	226,338
合計	13,211,451	128,302	62,592	226,338

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	647,368	328,806	318,562
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	158,705	136,300	22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	10,465	12,350	△1,885
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	715,886	772,183	△56,297
小計		726,351	784,533	△58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	626,317	328,806	297,511
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	89,006	80,000	9,006

小計		715,323	408,806	306,517
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式			
	(2) 債券	7,930	12,350	△4,420
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	587,006	625,483	△38,477
小計		594,936	637,833	△42,897
合計		1,310,259	1,046,639	263,619

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却した其他有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	283,000	130,424	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	137,652	1,542	5,890
合計	137,652	1,542	5,890

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
退職給付債務の期首残高	595,688	611,083
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
数理計算上の差異の発生額	△13,891	△38,262
退職給付の支払額	△25,631	△52,705
その他	—	6,061
退職給付債務の期末残高	611,083	578,531

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
年金資産の期首残高	343,897	350,120
期待運用収益	1,719	1,750
数理計算上の差異の発生額	△4,398	△10,103
事業主からの拠出額	17,595	15,462
退職給付の支払額	△8,692	△29,100
年金資産の期末残高	350,120	328,129

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	296,922	280,958
年金資産	△350,120	△328,129
	△53,197	△47,171
非積立型制度の退職給付債務	314,160	297,572
未積立退職給付債務	260,962	250,401
未認識数理計算上の差異	17,380	48,853
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255
退職給付引当金	310,078	323,196
前払年金費用	31,734	23,941
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
期待運用収益	△1,719	△1,750
数理計算上の差異の費用処理額	11,368	3,313
確定給付制度に係る退職給付費用	64,566	53,917

（5）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 （ 2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
株式	37.8%	33.4%
一般勘定	31.1%	32.4%
債券	18.2%	21.6%
その他	12.9%	12.6%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
割引率	0.00%	0.03%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,786千円、当事業年度12,134千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	94,946	98,962
役員退職慰労引当金	5,474	6,990
賞与引当金	3,490	2,694
ゴルフ会員権評価損	2,182	918

貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	17,815	13,135
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,453	27,736
未払事業税	8,927	8,720
未払不動産賃借料	32,672	20,791
その他	4,884	4,915
繰延税金資産の合計	205,108	192,125
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	104,404	93,855
未収配当金	6,003	4,098
資産除去債務に対応する除去費用	25,753	25,216
前払年金費用	9,717	7,330
繰延税金負債の合計	145,878	130,501
繰延税金資産(負債)の純額	59,229	61,623

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	88,744	89,658
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	914	923
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	89,658	90,582

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会

が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払 手 数 料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.43%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,453,627 (注1)	未払 手 数 料	239,547 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1株当たり純資産額	22,014円13銭	25,294円50銭
1株当たり当期純利益金額	940円16銭	897円68銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	775,639千円	615,286千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	775,639千円	615,286千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	685,419株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	18,161,657千円	14,030,887千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	18,161,657千円	14,030,887千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	554,701株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,998,458
有価証券	464,724
未収委託者報酬	865,845
未収運用受託報酬	6,663
未収投資助言報酬	27,181
その他の流動資産	68,893
流動資産合計	13,431,766
固定資産	
有形固定資産	※1 260,332
無形固定資産	16,299
投資その他の資産	1,651,782

投資有価証券	1,373,658
その他	292,634
貸倒引当金	△14,510
固定資産合計	1,928,414
資産合計	15,360,181

(単位：千円)

当中間会計期間

(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	77,238
前受運用受託報酬	1,087
前受投資助言報酬	26
未払金	513,049
未払収益分配金	3
未払償還金	5,001
未払手数料	391,959
その他未払金	116,085
賞与引当金	1,306
未払法人税等	47,708
その他流動負債	※2 219,967
流動負債合計	860,383
固定負債	
退職給付引当金	314,791
役員退職慰労引当金	11,880
長期未払金	9,700
資産除去債務	91,048
固定負債合計	427,420
負債合計	1,287,804
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	566,500
資本剰余金合計	566,500
利益剰余金	
利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
別途積立金	5,718,662
繰越利益剰余金	6,436,792
利益剰余金合計	12,335,284
株主資本合計	13,901,784
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	170,592
評価・換算差額等合計	170,592
純資産合計	14,072,377
負債・純資産合計	15,360,181

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,261,056
運用受託報酬	12,466
投資助言報酬	14,439
営業収益合計	4,287,962
営業費用	3,143,946
一般管理費	1,014,867
営業利益	129,147
営業外収益	※1 61,155
営業外費用	※2 26,198
経常利益	164,104
特別利益	※3 2,391
特別損失	—
税引前中間純利益	166,496
法人税、住民税及び事業税	36,875
法人税等調整額	53,636
法人税等合計	90,512
中間純利益	75,983

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887
当中間期変動額											
剰余金の配当						△22,188	△22,188	△22,188			△22,188
中間純利益						75,983	75,983	75,983			75,983
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									△12,306	△12,306	△12,306
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	53,795	53,795	53,795	△12,306	△12,306	41,489
当中間期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,436,792	12,335,284	13,901,784	170,592	170,592	14,072,377

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
建物	43,580千円
器具備品	116,000 //
計	159,580 //

※2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
受取配当金	13,005千円
受取補償金	25,964 //
受取保険金	20,000 //

※2営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
支払補償費	25,964千円

※3特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資有価証券売却益	2,391千円

4減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	18,211千円
無形固定資産	976 //

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2020年3月31日	2020年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (2020年9月30日)	
1年以内	226,338	千円
1年超	56,584	〃
合計	282,922	〃

(金融商品関係)

当中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,998,458	11,998,458	—
(2)有価証券	464,724	464,724	—
(3)未収委託者報酬	865,845	865,845	—
(4)投資有価証券	819,797	819,797	—
(5)未払金（未払手数料）	391,959	391,959	—
(6)未払法人税等	47,708	47,708	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(5) 未払金（未払手数料）、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（2020年9月30日）

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	614,806	341,156	273,650
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	106,359	94,000	12,359
小計		721,165	435,156	286,009
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	563,356	603,483	△40,127
小計		563,356	603,483	△40,127
合計		1,284,521	1,038,639	245,881

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2020年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	90,582 千円

時の経過による調整額	466	〃
当中間会計期間末残高	91,048	〃

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	25,369円30銭

(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	14,072,377
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	14,072,377
普通株式の発行済株式数（株）	554,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末（期末）の普通株式の数（株）	554,701

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	136円98銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	75,983
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	75,983
普通株式の期中平均株式数（株）	554,701

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、2020年12月1日に当社の親会社である株式会社岡三証券グループに対して6,000,000千円を極度額として貸付を行うことを決議し、2020年12月1日に5,000,000千円の貸付を実行しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

株式会社りそな銀行

① 資本金の額

2020年3月末日現在、279,928百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2020年3月末日現在）

名称	資本金の額(百万円)	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 4月 3日	有価証券届出書
2020年 4月 3日	有価証券報告書
2020年10月 2日	有価証券届出書
2020年10月 2日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックス225DCファンド」の2020年1月7日から2021年1月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本インデックス225DCファンド」の2021年1月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連

する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月2日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意

思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。